上越高等学校

校外活動に係わる対応マニュアル

1　事前の確認と対応

校外活動については、生徒の安全確保の観点から以下の点について事前の確認と対策を行う。

・計画する際、目的地の活動と行程の安全が確保できていることが必須である。訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者と安全確保に関する事前調整を行うとともに、自然災害や事故の危険性について下見等の調査を行う。特にグループ活動で船舶の利用や水中での活動等のアクティビティを行う場合は詳細にわたり、内容の確認を行う。ただし、下見等の調査は旅行会社等から現地の情報を得て、安全確保について十分な状況が確認できた場合や、訪問先が学校の近隣であり状況の把握が容易である場合は、この限りではない。

・実施直前に目的地の天候や行程に危険因子がないかを再度、確認する。

・災害発生時の避難経路・避難場所について確認し、引率教職員間で共有する。

・現地で被災した場合を想定して活動場所近くの施設・設備等（ＡＥＤ配置場所、病院・警察署等）を調査して有事の際、連絡・連携がとれるようにする。

・引率教職員間での連絡や引率教職員と在校教職員との連絡方法を確立し、共有する。

・緊急時の保護者等への連絡体制を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。

・想定される事故や災害が発生した場合の対応を検討する。

・食物アレルギー等の対応は以下のとおりとする。
○宿泊先や訪問先での食事の内容を事前に保護者等に提示する。
○食物アレルギーをもつ生徒の情報と緊急時対応について、引率職員間で共有する。必要に応じて保護者等と協議し、両者で対策を検討する。（エピペン等持参薬の管理方法など）
○万一アレルギー症状が発症した場合に備える。（エピペン等持参薬の使用方法、搬送可能な医療機関、主治医からの事前指示の確認）
○宿泊先や訪問先施設に食事内容を確認するとともに、居住空間等においてもアレルゲンがないかを確認する。先方と情報をできるだけ共有し、安全な食事と環境の提供を促す。

2　校外活動の携行品

校外活動引率時に必要な主な携行品は原則、以下のとおりとする。なお、必要に応じて変更、追加することもある。
○緊急連絡体制表　○生徒名簿（緊急連絡先を含む）
○訪問先の地図等（避難経路・避難場所）　○緊急搬送先医療機関の情報
○携帯用救急セット　○携帯電話・スマートフォン
○モバイルバッテリー　○携帯ラジオ等情報収集のための機器
○笛（危険を知らせるためのもの）

3　校外活動開始時の対策

・現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。

・校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
〇引率教職員の指示をよく聞くこと
〇一人で行動しないこと
〇集団を離れる場合は引率教職員に断ること
〇事故等が起きたときは、すぐに引率教員に連絡すること（状況に応じて、警察や消防に連絡する）
〇（食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
〇学校側では、職員室のホワイトボードに、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

4　校外活動時に事故等が発生した場合

・事故等の状況を確認し、まずは命を守るなどの危険回避を行う。（自然災害等の場合は、ラジオやインターネット等で状況を確認する）

・学校に一報を入れるとともに、負傷者等がいる場合には、応急手当を行い、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行う。

・研修旅行などでグループに分かれて活動している場合は、引率教職員で分担し、生徒等と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認する。ただし、交通機関等が使えず生徒等の活動場所に向かえない場合は、携帯電話等で連絡を取り合うなどしながら、生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所に避難するよう指示を出す。

・連絡を受けた学校は、状況に応じて保護者等や県大学・私学振興課に連絡する。

・事例別の対処については、危機管理マニュアルの「主な救急処置と医療機関」等により対応する。

・事故等の状況によっては、現地に在校教職員を派遣して「現地対策本部」を設置する。

5　事故等の発生時の連絡経路

